

基本構想

1. 白石町の将来像
2. まちづくりの目標設定
3. まちづくりの施策の大綱
4. まちづくりの基本方針

1. 白石町の将来像

新しい白石町では基本的に「地域の一体化」と「地域全体の発展」という新たな視点からまちづくりを推進していくことが重要となります。

白石町総合計画 基本理念

『人間（人）と自然環境（大地）が共生し、快適で豊かなうるおいを持つまちづくりを行い、さらに、人・物・情報の積極的な交流を深めることによって、**輝く 豊穡のまち**』を基本理念とします。

人

子どもたちの心豊かで健やかな成長を支援するとともに、子どもからお年寄りまで誰もが生涯にわたる健康を維持し、いきいきと暮らすことのできるまち。

大地

杵島山、白石平野、有明海等の恵まれた自然環境の保全に努めながら、人々の生活と自然が共生するまち。

うるおい輝く

地域の基幹産業である農業、水産業、商工業の振興による活力のあるまち。

『人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち』

ゆとりある快適な住みよいまち

健やかで安心できるやさしいまち

活気と魅力のある豊かなまち

個性豊かな人と文化を育むまち

参加と交流で築く開かれたまち

自然環境と共生するまち

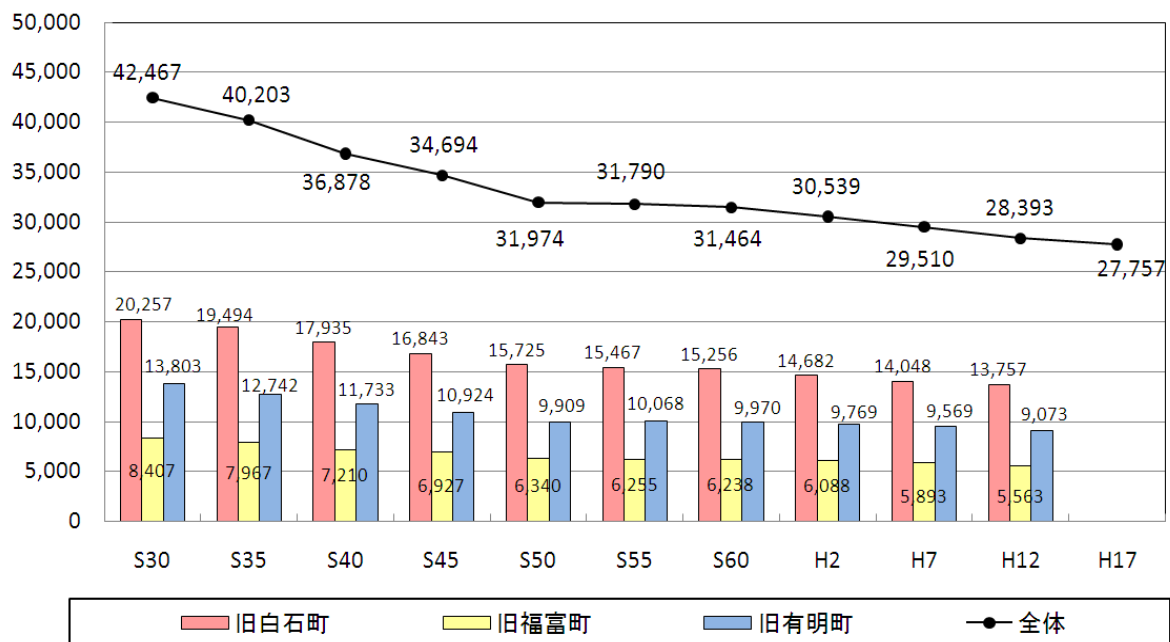
2. まちづくりの目標設定

将来人口

本町の人口は、昭和30年の人口総数42,467人をピークに年々減少し、平成17年9月末時点においては、27,757人となっており近年はゆるやかに減少しています。

今後は、少子・高齢化の施策の充実に努め、住環境の整備や定住施策を積極的に推進し、目標年次である平成26年度の総人口は25,000人と設定します。

人口の推移



資料：国勢調査(H17は住民基本台帳9月末現在)

3. まちづくりの施策の大綱

将来像

人と大地が
うるおい
輝く
豊穡のまち

ゆとりある快適な住みよいまち 【町の基盤整備】

- ◆生活基盤の充実
- ◆災害に強く安全・快適な生活環境の整備
- ◆体系的な交通網の整備・充実
- ◆情報通信ネットワークの整備・充実

健やかで安心できるやさしいまち 【保健・福祉の充実】

- ◆子育て支援の充実
- ◆高齢者・障がい者福祉の充実
- ◆保健・医療体制の充実
- ◆地域で支える福祉の充実
- ◆社会保障の充実
- ◆人権の尊重

活気と魅力のある豊かなまち 【産業の振興】

- ◆農林水産業の振興
- ◆商工業の振興
- ◆観光の振興
- ◆新たな地域活力の創出

個性豊かな人と文化を育むまち 【教育文化の向上】

- ◆個性豊かで優れた人材の育成
- ◆生涯学び楽しめる環境の充実
- ◆地域文化の伝承と新たな魅力の創造

参加と交流で楽しく開かれたまち 【町民参加】

- ◆参加と交流の促進
- ◆健全な行財政運営の推進

自然環境と共生するまち 【自然環境の保全】

- ◆緑の保全や創出
- ◆環境にやさしいまちづくり

4. まちづくりの基本方針

第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】

町の一体化を強化するために道路網の整備や高度情報化を推進し、住民生活の利便性を高め、誰もが安心して、心にゆとりとのおいさをもつて生活できるような、美しく快適な住みよいまちを目指します。

第1節 生活基盤の充実

地域の発展や住民生活の基盤となる土地の適正かつ計画的な利用に努めます。
また、住宅・上下水道等の生活基盤を整備することで、魅力ある住環境を提供し定住を促進します。

第2節 災害に強く安全・快適な生活環境の整備

災害に強いまちをつくとともに、消防・救急体制、交通安全体制等の充実・強化を図り、安全で快適なまちづくりを推進します。

第3節 体系的な交通網の整備・充実

公共交通機関の充実を図るとともに、広域幹線道路である国道・県道の改良整備の推進に努めます。
また、町内の幹線道路や集落を連結する生活道路等その性質に応じた道路を整備し、利便性の高い交通ネットワークを構築します。

第4節 情報通信ネットワークの整備・充実

情報通信ネットワークを整備し、行政との情報のやりとり、産業振興等様々な面での活用を図り住民サービスの向上を図ります。

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】

保健・福祉・医療の連携を強化し、きめ細かい保健福祉施策を推進します。

将来を担う子どもたちを安心して健やかに育てることができる環境づくりと高齢者や障がい者がいきいきと生活できるまちづくりに努め、すべての人の人権が尊重され、しあわせな生活をおくることができる社会の実現を目指します。

第1節 子育て支援の充実

少子化が進む中、子どもを安心して育てられる環境を整え、地域が一体となって子育てを支援する体制づくりに努めます。

第2節 高齢者・障がい者福祉の充実

高齢者や障がい者に適切なサービスを提供する体制を整え、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりに努めます。

第3節 保健・医療体制の充実

住民だれもが健康でいきいきとした生活を送れるよう健康づくりの推進や地域医療体制の充実に努めます。

第4節 地域で支える福祉の充実

保健・福祉・医療の各機関をはじめ、各種団体等との連携を図りながら、地域が一体となって支え合う体制づくりに努めます。

第5節 社会保障の充実

低所得者の経済的自立と生活の安定のため、相談等の体制づくりに努めます。また、年金・保険事業の適切な運営に努めます。

第6節 人権の尊重

男女が、家庭・地域・職場等あらゆるところで、平等で自由に参加し、お互いに協力しあえる男女共同参画社会の形成を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに努めます。

第3章 活気と魅力のある豊かなまち【産業の振興】

地域特性を生かした農林水産業・商工業の振興を図ります。

また、特産加工品の創造等付加価値づくりに取り組み、新たな地域の活力を創出します。

さらに、各種観光施設の充実、整備やネットワークを拡充するとともに、効果的なPRに努め、県内外からの集客力を高めることで、活気と魅力あるまちを目指します。

第1節 農林水産業の振興

基幹産業である第1次産業の振興を図るため、生産基盤の整備を図るとともに経営感覚に優れた担い手の育成、加工・流通体系の確立等を図ります。

第2節 商工業の振興

消費者ニーズに対応したサービスの展開や個性的な店づくりを支援し、魅力ある商業の充実と活性化を図ります。

また、就労の場を確保するため、地場産業の振興を図るとともに、企業誘致を行い、地域経済の活性化を推進します。

第3節 観光の振興

観光の拠点づくりに努めるとともに、観光資源のネットワーク化を図ることでその魅力を高め、県内外からの集客力を高めます。

第4節 新たな地域活力の創出

産業の垣根を越えたネットワーク化を図り、特産加工品の開発等により、地域の新たな活力の創出に努めます。

第4章 個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】

住民だれもが生きがいを見いだし、さらにその人ならではの創造性を輝かせることができるよう生涯学習を積極的に推進します。

そのために、将来を担う幼児や児童・生徒を、個性豊かにのびのびと育む環境を整えるとともに、子どもから高齢者まで、生涯学ぶ姿勢を支援する各種施策や地域イベントを推進します。また、それぞれの地域の歴史や伝統・文化を次世代に継承するとともに、新たな地域文化の創造に努めます。

第1節 個性豊かで優れた人材の育成

生涯学習の出発点である幼児教育及び生きる力を培う学校教育の充実を図り社会に貢献する人づくりを推進します。

また、学校、家庭、地域が一体となって健全な青少年の育成を図る体制を整えます。

さらに、幅広い体験と広い視野を身につけ、国際化や情報化等、時代の変化に対応できる人材の育成を図ります。

第2節 生涯学び楽しめる環境の充実

コミュニティ施設やスポーツ施設等を整備し、だれもが生涯にわたり学び楽しめる環境の充実を図ります。

第3節 地域文化の伝承と新たな魅力の創造

これまで培われてきた地域の伝統・文化を損なうことなく積極的に保存・継承するとともに、新しい文化の創造に向けての活動を支援し、地域の魅力を高めます。

第5章 参加と交流で築く開かれたまち【町民参加】

住みよい新しい町をつくるため、一人ひとりが開かれた明日の郷土を築くという意識を持ち、住民と行政が共に考え、共に行動することができる仕組みを整え、住民主役のまちづくりを推進します。

また、社会構造や生活形態の変化に伴い、多様化・複雑化する住民ニーズに対応できる行政組織の構築と効率的な財政運営に努めます。

第1節 参加と交流の促進

地域の課題に積極的に取り組む活動を支援するとともに、リーダーの育成に努めます。

また、情報公開の推進により行政の透明化を図り、諸施策について住民が主体的に参画できるまちづくりを推進します。

さらに、国際交流を含めた地域間交流を促進し、地域の新たな魅力づくりに努めます。

第2節 健全な行財政運営の推進

住民のニーズが多様化・複雑化する中、これらに対応する組織機構の整備や、今後の社会経済情勢の変化に対応できる財政基盤の強化に努めます。

第6章 自然環境と共生するまち【自然環境の保全】

地域の貴重な環境資源である有明海や農地、杵島山等の恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、自然環境と共生した循環型社会を構築し、魅力ある居住環境を守ります。

第1節 緑の保全や創出

子どもから高齢者までだれもがやすらぎ、楽しむことができる公園等の整備を推進するとともに、緑地・緑化を推進します。

また、ため池やクリーク、河川等の水辺環境の保全に努め、国や県と連携した有明海再生活動を推進します。

第2節 環境にやさしいまちづくり

恵まれた自然環境を守り、次世代へと引き継ぐために、幅広い世代層への環境総合学習事業等を行い、住民意識の高揚を図ります。

また、環境基本計画等を策定し、ゴミの減量化・資源化に努めるとともに、ごみ集積場等の施設整備に取り組みます。

さらに、新・省エネルギービジョンをもとに環境配慮型・資源循環型社会の構築を目指します。